

第一体制

和歌山下津港、湯浅広港、由良港

区分：「第一体制」

「津波注意報」発表時発出

- (1) 在港各船舶は、速やかに荷役・作業を中止し、必要な避難体制を整えること。
- (2) 小型船舶は、可能な限り陸揚げ固縛又は係留強化すること。

区分：「解除」

「津波注意報解除」発表時発出

- (1) 津波注意報解除後、各船舶等は港内の状況把握に努め入港する等、適宜措置をとること。
- (2) 解除後においても、港内の水路の安全が確認されるまでの間は、港長等から、「航行制限」、「航泊禁止」が発動される場合がある。

留意事項

避難船舶は、次の事項について留意すること。

- (1) 国際 VHF 無線を常時聴取するとともに、船舶電話等の通信手段を確保するものとする。
- (2) 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置するものとする。
- (3) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認するものとする。
- (4) 自船の避難状況、津波の状況及び津波来襲後の異常の有無等について、可能な限り陸上関係者委に連絡するものとする。